

(6) 東小稲地域

地域の将来像

田園風景が広がり活気ある産業と調和した住宅地

1) 地域の現況

① 地域全体の土地利用

東小稲地域は、市街地エリアの南東部に位置しており、北部には国道 102 号が通っています。

土地利用の割合は、宅地が 33.4%と、7 地域の中で最も低い割合となっており、商業地は 4.8%、工業地は 3.4%となっています。また、田が 24.7%と、7 地域の中で最も高い割合となっています。

表 4-6 土地利用の面積割合

東小稲地域		住区面積	構成比
土地利用	可住地	農地	
		田	29.4 ha 24.7 %
		畑	13.9 ha 11.7 %
		山林	0.3 ha 0.3 %
		宅地	39.7 ha 33.4 %
	非可住地	未利用地宅地	2.0 ha 1.7 %
		商業地(1)	0.4 ha 0.3 %
		工業地	4.0 ha 3.4 %
		商業地(2)	5.4 ha 4.5 %
		道路	15.6 ha 13.1 %
		道路以外の交通用地	0.0 ha 0.0 %
		公園・緑地	0.3 ha 0.3 %
		公共・公益施設用地	4.8 ha 4.0 %
		その他	3.2 ha 2.6 %
合計	119.0 ha 100.0 %		

資料：H20 都市計画基礎調査

② 地区ごとの土地利用 (P92 図 4-6-2 参照)

A 地区は、全体として住宅地が広がっていますが、商業施設や事務所等の他、農地も多く見られます。

B 地区は、西部に住宅、東部に工業施設が立地しており、農地も多く見られます。また、一部工業施設の撤退により、空き施設となっています。

C 地区は、北部の(都)儀兵平・千歳森線沿道は開発行為による宅地化が進んでいます。中央部はあけぼの公園があり、その周辺には住宅が広がっています。南部は中学校が立地していますが、多くは農地として利用されています。

D 地区は、幹線道路に商業施設や工業施設が立地し、その他は低層住宅や、まとまった農地、空地が見られます。

E 地区は、戸建住宅を中心とした低層住宅が広がり、農地も見られます。

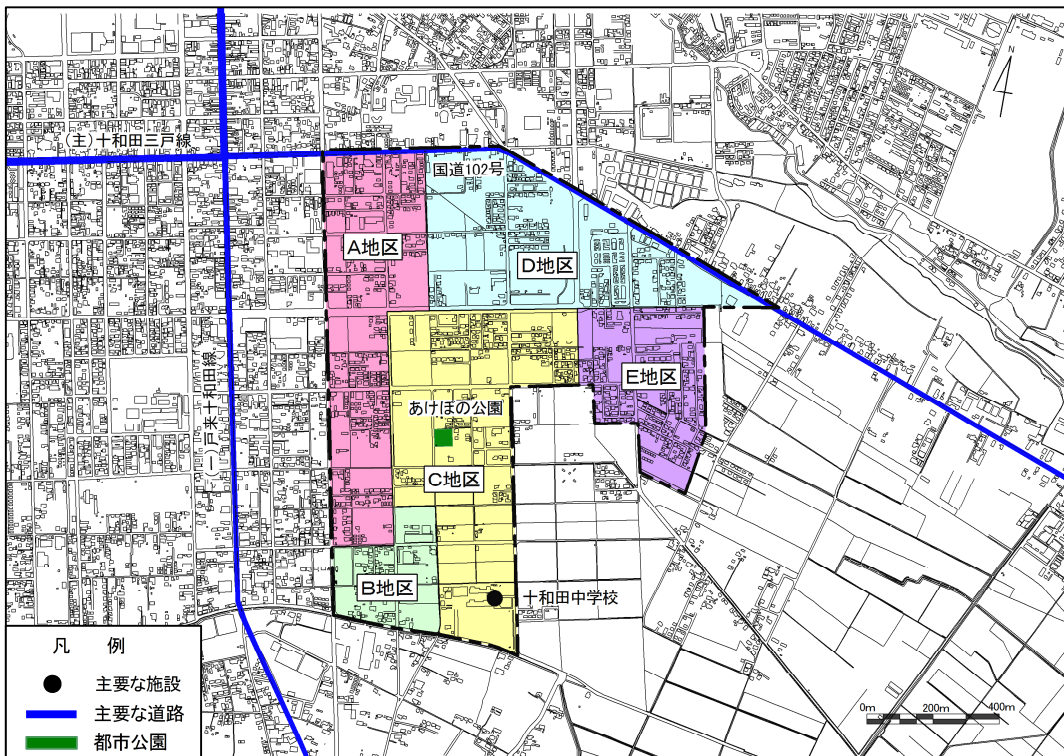
③ 主要な施設

- ・教育施設 : 十和田中学校
- ・都市公園 : あけぼの公園

図 4-6-1 東小稲地域 位置図



図 4-6-2 東小稲地域 現況図

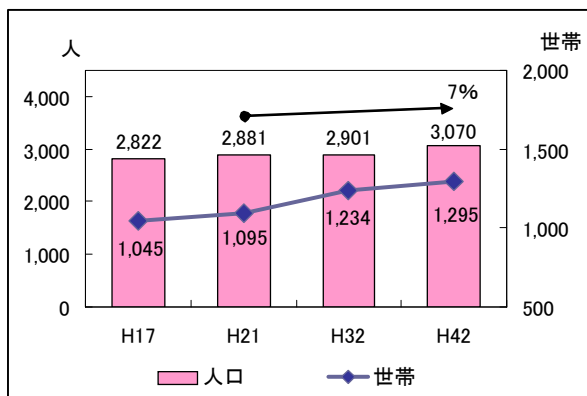


④ 人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて若干増加しており、平成 42 年には人口増加率が約 7%と予想され、7 地域の中で 2 番目に多い増加割合となっています。

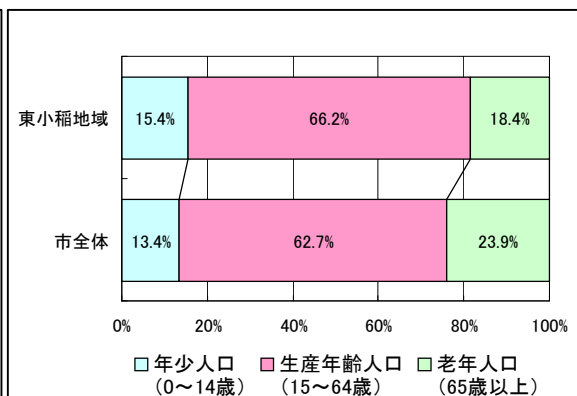
年齢 3 区分別人口は、市全体と比べ老年人口の割合が低くなっています。

図 4-6-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-6-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

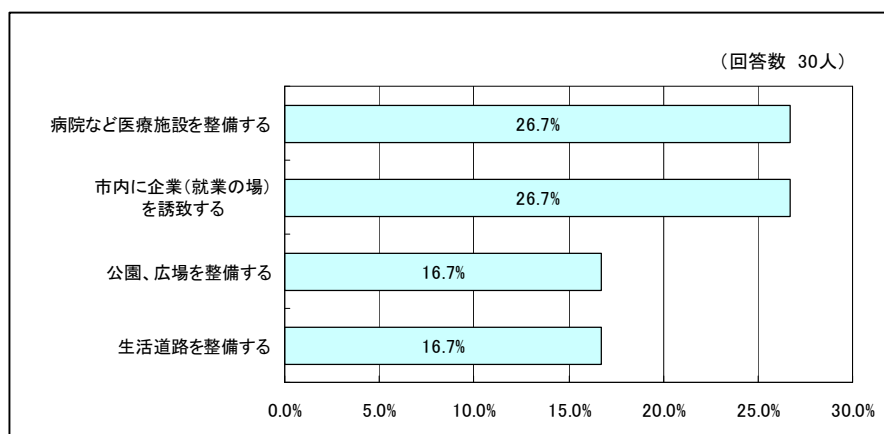


資料：住民基本台帳

⑤ 市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「病院など医療施設の整備」と「市内に企業（就業の場）の誘致」が 26.7%と最も多く、医療や福祉、雇用の創出の関心が高くなっています。また、「公園、広場の整備」と「生活道路の整備」が 16.7%となっており、生活基盤の整備が重要視されています。

図 4-6-5 居住地区のまちづくりで重要な視点

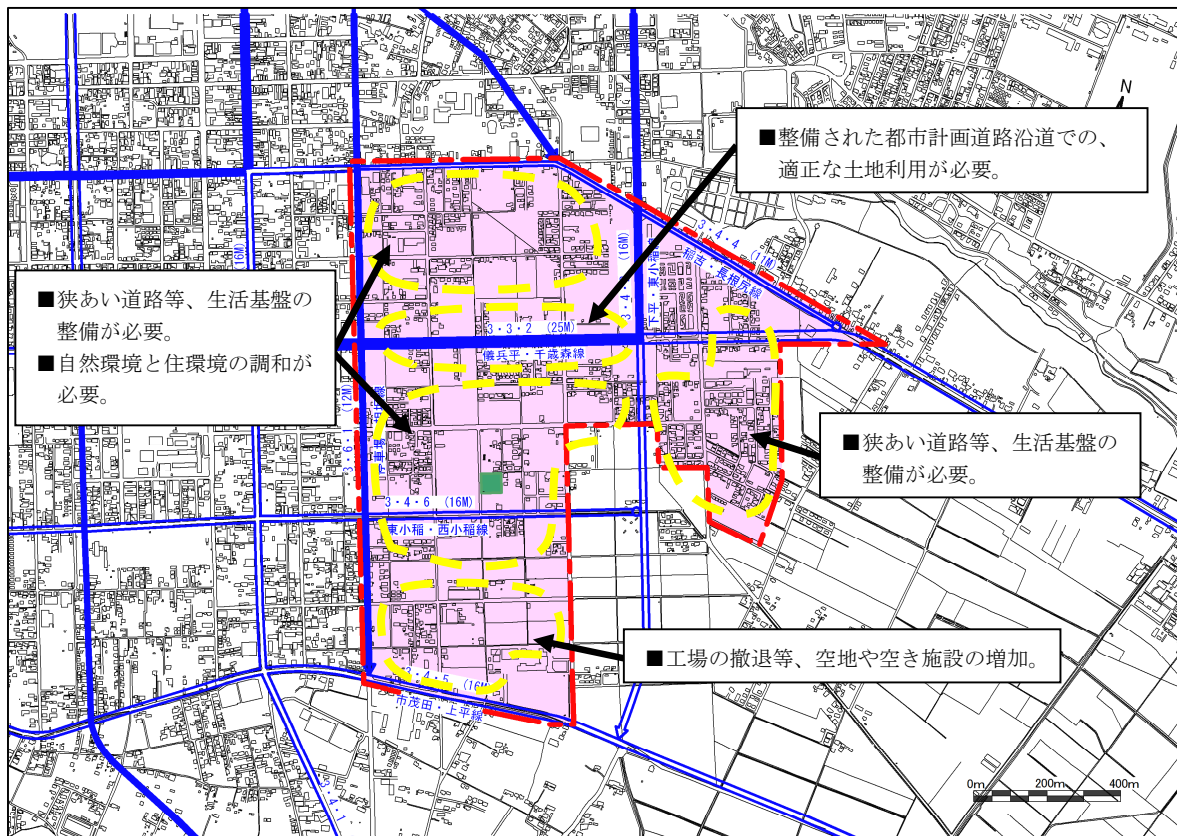


資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

2) まちづくりの課題

十和田中学校周辺には大型の工場撤退による空き施設や、その他にもまとまった未利用地が見られるため、有効活用を図ることが望まれます。
狭あい道路が多く、安全性や利便性の向上が望まれます。

図 4-6-6 まちづくりの課題図



凡 例

- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園

【地域全体】

- 長期未着手となっている都市計画道路は見直しが必要。
- 人口増加に伴う生活基盤の整備が必要。
- 医療や福祉、雇用の創出が必要。
- 公園や広場、生活道路等、生活基盤整備が必要。

3) まちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園等の整備の検討や、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。

宅地利用の増加に伴う生活基盤の整備や、良好な住環境の整備を推進します。

① A地区

○土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗や事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

まとまった農地との調和を図りつつ、狭あい道路の解消等、生活道路の整備を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

(都)儀兵平・千歳森線沿道は用途地域の見直しを検討し、店舗や事務所の誘導等、活力ある沿道環境の形成をめざし、後背地に広がる住環境の保全に努めます。

② B地区

○土地利用の誘導方針

全域を多機能産業・業務ゾーンと位置付け、軽工業の集積に努め、工業施設の利便性向上をめざした土地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

隣接する中学校を考慮し、十分な幅員を持った道路整備や緑化等を推進します。また、周辺の住宅地に配慮した環境負荷の少ない工業施設等の立地を推進します。

③ C地区

○土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、まとまった農地の保全を図りながら、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

まとまった農地との調和を図りつつ、狭あい道路の解消等、生活道路の整備を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

下水道等未整備である生活基盤施設を充実させ、快適な住環境の形成を推進します。

(都)儀兵平・千歳森線沿道は用途地域の見直しを検討し、店舗や事務所の誘導等、活力ある沿道環境の形成をめざし、後背地に広がる住環境の保全に努めます。

④ D地区

○土地利用の誘導方針

隣接する稲生地域と共に、国道102号沿道一帯を自動車関連施設ゾーンと位置付け、自動車関連施設等の工業施設を誘導し、これら施設の利便性向上に努め、地区内の住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

農地との調和に配慮しつつ、道路整備等により生活道路の利便性や安全性の向上を図ります。

⑤ E地区

○土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗や事務所を許容しつつ、自然景観の良好な住環境の形成をめざした土地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

(都)儀兵平・千歳森線の未整備区間の整備を推進し、市街地東部の玄関口として道路機能の向上を図ります。

図4-6-7 東小稲地域 まちづくりの方針

